

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画  
第4次改定版（中間案）

平成25年12月

三 重 県

## 目 次

I 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
4 計画における基本的な考え方・視点 .....	3
5 計画の構成 .....	4
6 計画の体系 .....	5
7 DV被害者支援フローチャート .....	8
II 計画の内容 .....	9
1 DVが「起こらない」社会 .....	9
2 DV被害に「気づく」ことができる社会 .....	12
3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会 .....	13
4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会 .....	21
III 計画の総合的な推進と進捗の評価 .....	24

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV※1）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センター※2の設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、三重県では、平成18年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

平成20年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

これを受け、県では、それまでの取組状況や課題を整理するとともに、法改正の内容を踏まえ、平成21年3月に「県基本計画」を見直し、さらに計画が終了する平成23年には、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定にあわせ、DV防止等についての若年層に対する対策強化など、取組項目の追加を行い、施策の推進に取り組んできたところです。

さらに、平成25年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とするという法改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

本県では、今回の法改正を踏まえ、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

DV防止法では、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むもの」としております、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする、と定義されています。

#### ※ 配偶者暴力相談支援センター

：被害者の相談、保護、自立のために必要な情報提供、その他の援助を関係機関と連携して行うところです。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、三重県のDV施策を着実に実施するため、関係機関と協働して取組を展開することができるよう、その方向性と目標を定めたものです。

また、「みえ県民力ビジョン」及び「第2次三重県男女共同参画基本計画」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置づけています。

#### 「みえ県民力ビジョン・行動計画」

##### 施策 212 男女共同参画の社会づくり

###### 【県民の皆さんとめざす姿】

「県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは男女が対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。」

###### ＜基本事業 21202＞

###### 【主な取組内容】

DVを許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

#### 「第2次三重県男女共同参画基本計画」

##### V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

###### 【めざす姿】

「DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。」

### 3 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

#### 4 計画における基本的な考え方・視点

本計画の基本的な考え方・視点は、次のとおりです。

1. DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、DVの被害者に女性が多い背景には、社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるという認識を持ち、この問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVの起こらない社会の実現に向けて対応します。
2. DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
3. DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
4. 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年1月11日）」を踏まえた上で、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などをこの計画に記載します。

## 5 計画の構成

### (1) めざすべき社会像

基本的な考え方・視点を踏まえ、「県基本計画」がめざす姿を4つの社会像に分けて掲げています。

#### めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

### (2) 現状及び課題及び具体的な取組

めざすべき社会像を実現するための課題を掲げ、さらに項目毎に現状及び課題を示しています。また、具体的な取組として、3年間で取り組むべき内容を示しています。

### (3) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、「県基本計画」の計画期間において達成すべき数値目標を「めざすべき社会像」ごとに掲げています。

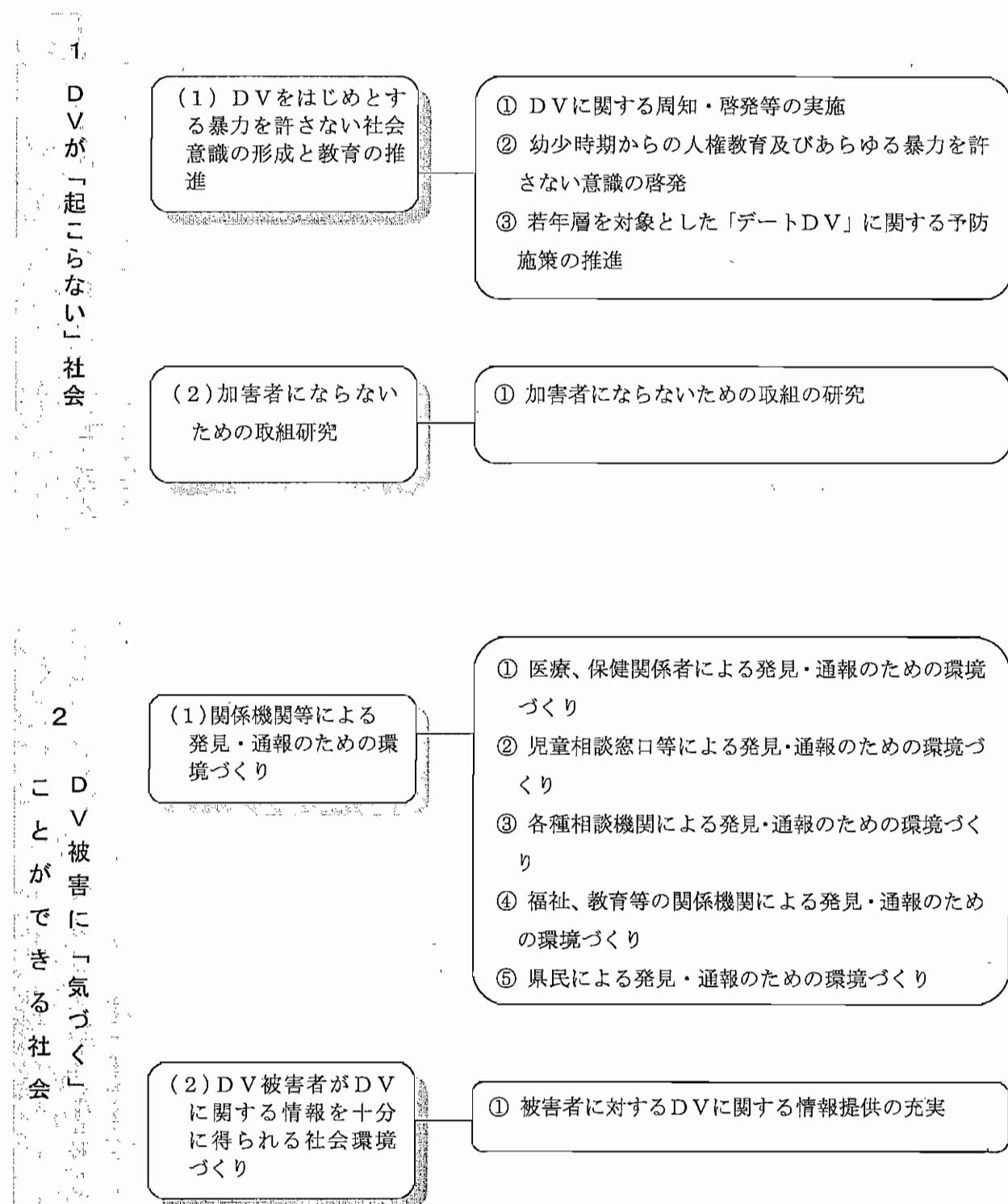
主指標として、主に成果指標（施策、事業の実施により得られる成果、効果を示す指標）を掲げています。また、主指標の目標達成のため、事業指標（取り組む事業の内容及び事業量を示す指標）を副指標として示しています。

現状値については、平成24年度末で把握した数値（または25年度調査結果）を記載しています。

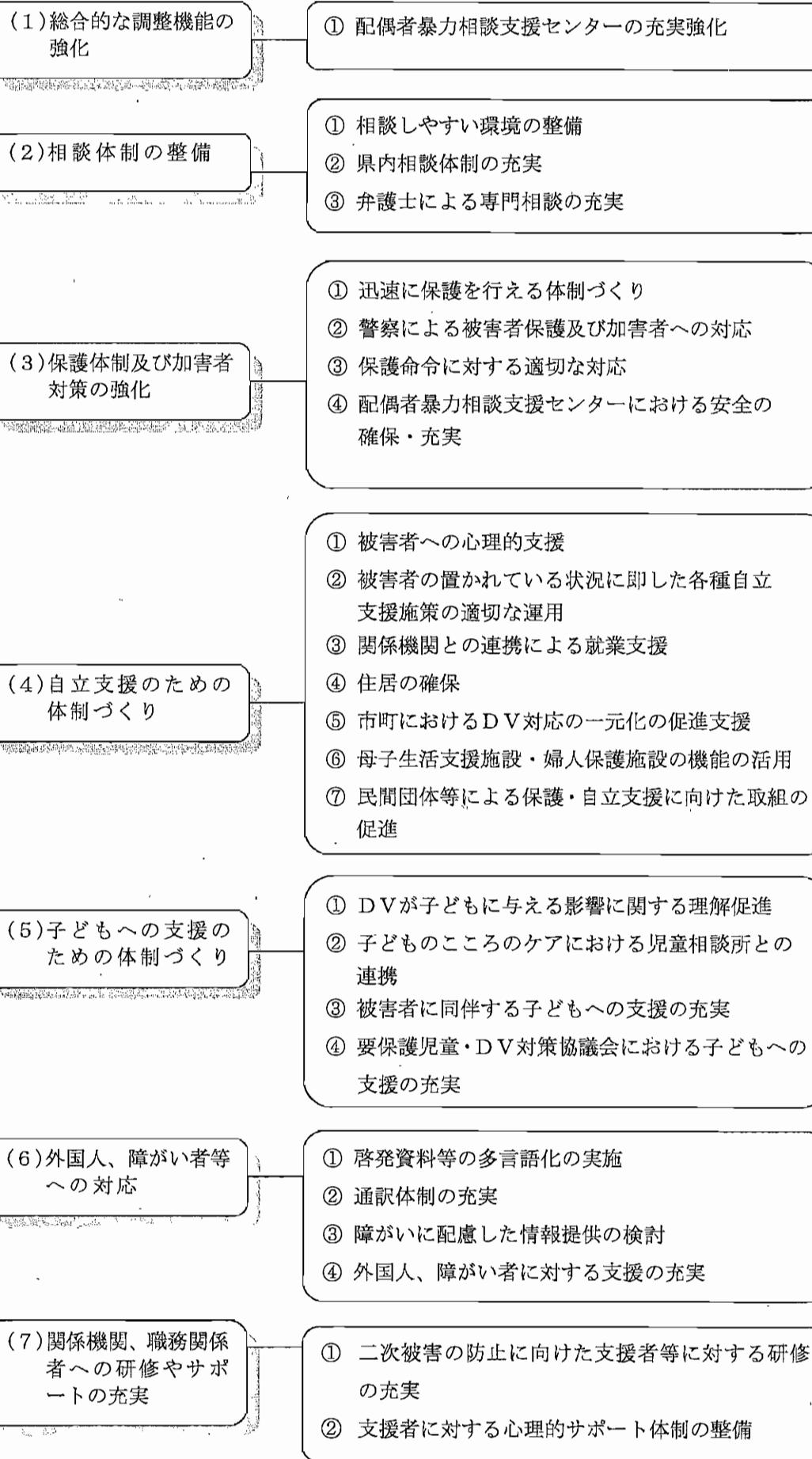
## 6 計画の体系

【めざすべき社会像】 【方向性】

【具体的な取組】



3  
DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会



(1) 地域DV防止ネットワークの構築

- ① 広域的なDV対応・連携の促進
- ② 要保護児童・DV対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

(2) 保護自立支援における関係機関との連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化
- ② 民間団体等による保護・自立支援に向けた取組の促進（再掲）

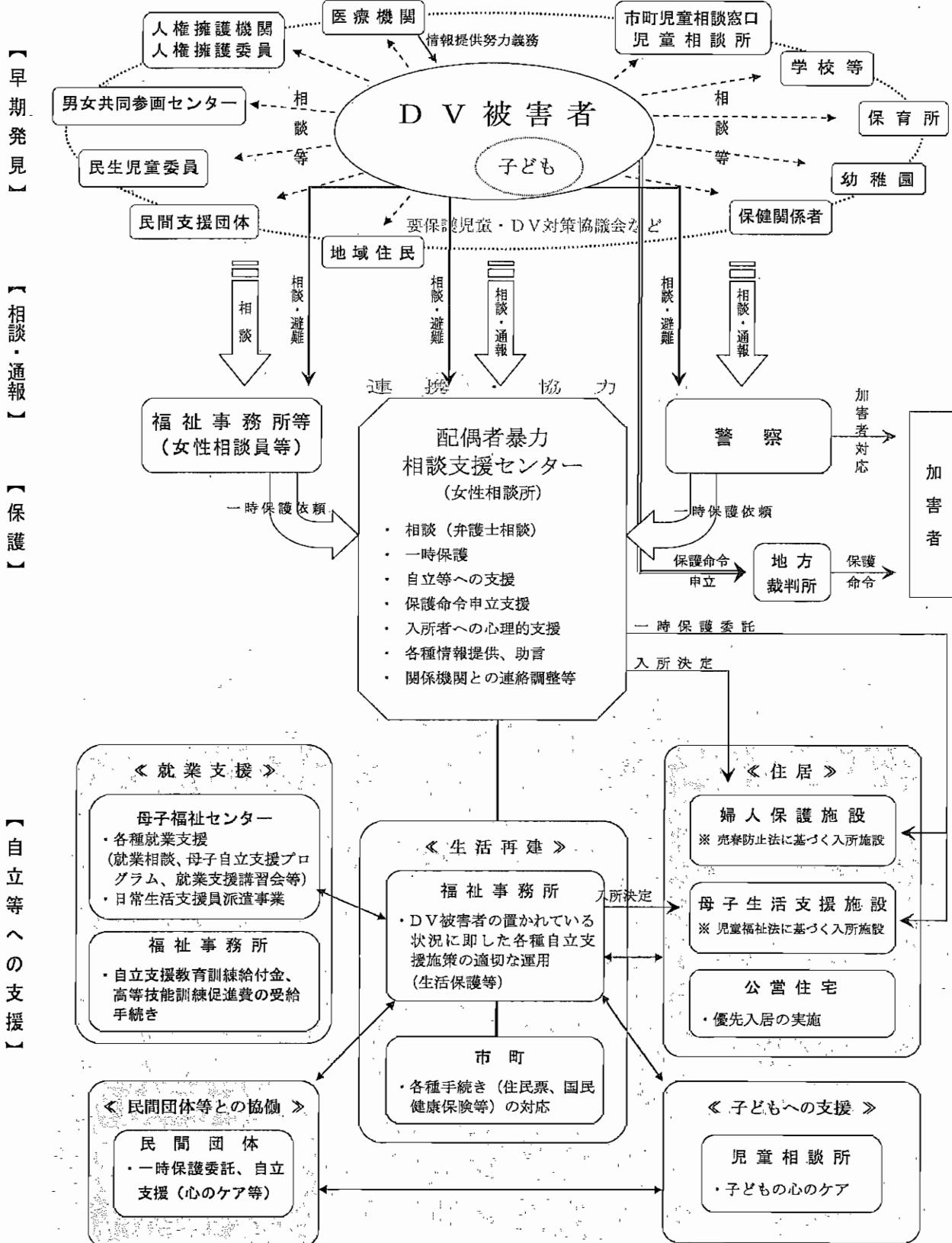
(3) 市町におけるDV対策の促進支援

- ① 市町基本計画の策定支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## 7 DV被害者支援フローチャート



## II 計画の内容

<めざすべき社会像>

### 1 DVが「起こらない」社会

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、力と支配の関係により起こり、優位な立場の人が、自分のもつ力をを利用して、身体的な暴力だけではなく、さまざまな形の暴力により、弱い立場の人を支配し、人間としての尊厳を奪うものです。被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身への有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部から発見されにくいという特性があり、家庭内の問題と見なされる傾向があります。

被害者の大半は女性であり、その背景として、社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的问题、男性優位な社会となっていることなどが指摘されています。

DVが「起こらない」社会を構築していくためには、幼少時代からの家庭や地域、職場における取組などにより、力によって相手を支配する人間関係をつくることのないよう、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成することが重要です。

また、男女が性別に関わりなくお互いを尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを進めることが必要です。

さらに、県内の高校生や大学生を対象とした「デートDVに関するアンケート調査」(平成25年3月三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」実施)によると、交際経験のある女性の31.0%、男性の17.1%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答しており、恋人など交際相手からふるわれる暴力(以下「デートDV」という。)の防止及び将来のDVの防止のために、若年層に対する予防施策を推進することが必要です。

また、暴力をふるわないという意識啓発や相談対応など、加害者に対する積極的な取組の推進が求められています。

	目標項目	25年度目標	現状値	28年度目標
主指標	DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート)	50% 24年調査	46.5% 24年調査	60%
副指標	「女性に対する暴力をなくす運動期間」 (注1) 中に啓発を行う地域数	15か所	18か所 (25年度)	27か所
	学校に対しDV防止の啓発を行った回数 (累計)	—	36回	

#### (注1) 女性に対する暴力をなくす運動

：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

### **(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進**

DVが「起こらない」社会を構築するには、DVをはじめ、あらゆる暴力を許さない社会を実現することが必要です。そのためには、DVの起こる背景や、DV防止法などについて周知・啓発を推進し、夫婦や恋人の間柄であっても、どんな場合でも暴力は許されないという社会的認識を浸透させることが不可欠です。

DVは個人的な問題のようにみえても、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的问题が大きく関係していると言われています。DVが起こる要因や被害者に与える影響の深刻さを県民一人ひとりに考えていただき、DVを許さない社会意識を形成していくことが重要です。

また、現在の社会においては、児童等が家庭やテレビ等のマスメディアなどを通して、様々な暴力を目にし、暴力による解決法に抵抗を感じなくなってしまうことがあると懸念されています。このため、家庭・学校・地域において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の理念を踏まえた人権教育や、暴力によらない問題解決法等の教育を推進する必要があります。

さらに、恋人など交際相手からふるわれる暴力「デートDV」が、若年層に起こっていることから、関係機関と連携しつつ、思春期からのDV防止や男女共同参画についての教育、啓発を推進し、若年層の暴力を防止することが重要です。

### 具体的な取組

#### **① DVに関する周知・啓発等の実施**

- ・ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
- ・職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間中の、県内各地域における啓発の実施

#### **② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発**

- ・家庭、学校、地域における個人の尊厳や男女平等の理念を踏まえた人権教育の推進
- ・児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発の実施

- ③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進
  - ・デートDVに関する啓発等の推進

## (2) 加害者にならないための取組研究

DV加害者が再び暴力を起こさないための取組として、「加害者更生のための指導方法（以下「更生プログラム」という。）等を調査研究する。」とDV防止法にも規定されていますが、更生プログラムの有効性が未解明であり、DV被害者に対するリスクも高いことから、本格的な実施に至らず、国の基本方針においても継続して研究をしていくとしています。県においても、今後も引き続き国等における更生プログラムの調査研究状況の把握に努めます。

さらに、DVが起こらない社会の実現のために、初期の段階で加害者が、ジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）やDV加害の重大さに気づくための取組についても研究をしていく必要があります。

### 具体的な取組

- ① 加害者にならないための取組の研究
  - ・暴力に依存しがちな人からの相談の対応など、未然防止の施策を研究
  - ・加害者更生プログラムの調査研究状況の把握
  - ・警察による加害者対応の推進

## くめざすべき社会像>

### 2 DV被害に「気づく」ことができる社会

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。

平成25年に実施した県民アンケート（eモニター）において、配偶者や恋人から暴力を受けた経験について、女性100人のうち22人が「何度もあった」又は「1・2度あった」と回答し、男性では、100人のうち10人が経験ありと回答しています。

被害者は、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めるなどを諦めてしまう場合があります。加えて外部からも問題が見えにくいため、被害が深刻化していくケースが多くあります。このようなDVの特質を踏まえると、周囲の関係者がDV被害に「気づき」、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、及び被害者の意思を尊重しつつ、被害者支援窓口に通報することのできる環境を整備することが重要です。

また、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分に得られるような社会環境を整備することが必要です。

	目標項目	25年度目標	現状値	28年度目標
主指標	DV被害をうけた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	44.4% 24年調査	20.3% 25年調査	50% 28年調査
副指標	県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等による情報発信の回数（年間）	—	6回 (25年度)	
	医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動（研修等の回数）	—	未実施	

#### (1) 関係機関等による発見・通報のための環境づくり

県民アンケートによると、DV被害について、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ（だれ）かに相談したことがある」と回答した人の割合は、女性で24%、男性で13%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることがほとんどできなかった状況が浮き彫りになっています。

しかし、被害者が暴力を受け、医療機関で治療を受けたり、子どもに関する相談を行う機関を利用した際に、対応を行った関係者がDVの被害者を発見し、気づくことがあると考えられます。そのような機会に、DVを発見しやすい立場にある関係機関がDV被害に気づき、被害者の意思を尊重しつつ被害者支援窓口に通報を行うことは、社会的な支援につなげるために非常に重要であり、発見・通

報が適切に行われるよう関係機関に働きかけることが必要です。

医療関係者においては、DV防止法に通報の努力義務が明記されていることからも、緊急性や心身の状況、被害者の意思に応じて、適切に対応することが求められます。また、子どもに関する相談に対応する機関においては、DVと児童虐待が密接に関連することを踏まえ、DVに関する視点を併せた相談対応を行うことにより、親のDV被害を早期に発見することが求められます。

### 具体的な取組

- ① 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり
  - ・ 医療・保健関係者により、適切な発見・通報が行われるための情報提供等
- ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり
  - ・ 市町の児童相談窓口、児童相談所により、適切な発見・通報が行われるための情報提供、研修
  - ・ 要保護児童・DV対策協議会における関係者からの情報提供や学習機会の確保
- ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり
  - ・ 「男女共同参画センター」や「女性の人権ホットライン」等の相談機関への相談から判明したDVを支援機関に通報し、適切に支援につなげるための情報提供等
- ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり
  - ・ 民生委員・児童委員等、地域住民から身近な相談を受ける立場にある支援者により、適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
  - ・ 保育所、幼稚園、学校等の保育・教育関係者により、適切な発見・通報が行われるための情報提供及び市町の研修促進
- ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり
  - ・ 被害者の家族、友人など、身近に相談を受ける機会のある方々により、適切な発見・通報が行われるための啓発

### (2) DV被害者がDVに関する情報を十分に得られる社会環境づくり

被害者自身が、DVについての概念や支援機関などの情報を得ることは非常に重要です。自らの状況がDVの渦中にあり、加害者が暴力をふるうのは「被害者自身に非があるからではなく、被害者を支配しコントロールするための手段として暴力をふるっている」というDVの概念を知ることや、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする被害者の支援機関や相談窓口の情報を得ることが、被害者自身が社会に助けを求めるきっかけにつながるからです。

しかしながら、被害者はDVの特質から、社会から孤立していることが多いと想定されるため、被害者が自ら求めなくても、DVに関する情報が十分に得られるような社会環境をつくることが求められます。

また、交際相手や元交際相手からの暴力による重大事件が後をたたないという現状から、DV防止法の改正により保護支援の対象が「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者」に拡大されたことも、広く県民に周知していく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 被害者に対するDVに関する情報提供の充実

- ・ DV相談先カードの配布による相談・支援機関の周知
- ・ ホームページや県広報等を積極的に活用したDVに関する情報の提供
- ・ 福祉・学校関係者等に対する「デートDV」に関する啓発の実施

### くめざすべき社会像>

## 3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会

DV被害は、社会的な理解が不十分であるため、まだまだ潜在化していると考えられます。逃げ出した時に安全に受け入れてもらえる場所があるかといった不安や逃げ出した後の生活を明確に描けないために逃げる決断ができないことも要因の一つであるため、DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会の構築が必要となります。

そのためには、被害者からの相談等に対し、迅速に保護を行い、安全を確保することが最も重要です。また、被害者が本来の自分の力を取り戻すための心の回復が必要であり、相談、保護、自立支援といった各段階において、常に被害者に、誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利があることを伝え、被害者の自立等を支援していくことが求められています。

児童虐待防止法において、児童がDVを目にすることは心理的な児童虐待であると定義されています。家庭においてDVの環境にさらされている子どもは、深刻な影響を受けているにも関わらず、援助の手が差し伸べられにくいことを踏まえて、関係機関が連携して、子どもへの支援を充実していくことが必要です。

さらには、外国人、障がい者のほか、男性被害者やデートDVの被害者も少なくないことから、すべてのDV被害者が適切な支援を受けられるような環境を整えることも重要な課題です。

また、相談、保護、自立支援といった各段階においても、身近な行政機関として市町の役割は大きく、支援体制の整備や施策の充実に向け、市町の取組を支援していく必要があります。

	目標項目	25年度目標	現状値	28年度目標
主指標	一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	—	80%	
副指標	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	—	0	
	女性（婦人）相談員及び警察職員に対する研修（教養）の実施回数	—	年6回 (25年度)	

### ④(1) 総合的な調整機能の強化

DV被害者の相談、保護、自立を支援していくためには、福祉、人権、警察、

司法、医療、教育等の様々な関係機関との連携・調整が必要となります。その中核的な役割を担うのが県女性相談所に設置する配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）です。

平成20年の法改正により、市町も支援センターを設置するよう努めるとなっており、県は、市町への支援センターの設置を支援するとともに、県支援センターと市町支援センターの役割分担を明確にし、県支援センターがDV被害者支援の中核として、処遇困難な事案への対応や専門的・広域的な対応を行うなど、総合的な調整機能を強化する必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

- ・県支援センターにおける市町に対するスーパーバイズ※や困難事例のコーディネートが行える体制整備
- ・市町及び県域を越えた広域的な連携を図る機能の充実強化

※ スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことです。

### (2) 相談体制の整備

県民アンケートやデートDVに関するアンケートによると、DV被害について関係機関に相談をしたことのある人は、ほとんどなく、相談相手の多くは友人、知人、親などの近親者となっています。

三重県においては、県支援センターや県福祉事務所のほか県内13市においても女性相談員等が配置され、DV被害者からの相談対応をしていますが、その認知度も高くなく、さらなる周知を行うことが必要です。

また、夜間休日の相談窓口の充実、男性被害者からの専用相談窓口の設置や若者からのデートDV相談など、被害者が相談しやすいような工夫や環境整備が求められています。

さらに、県支援センターで実施している弁護士による専門相談についても、県内の複数個所で実施するなど、三重弁護士会等と連携して充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 相談しやすい環境の整備

- ・昼間相談できない被害者のための夜間における相談の実施
- ・休日における相談体制の検討
- ・デートDV被害者が相談しやすい環境づくりの検討
- ・男性被害者が相談しやすい環境づくりの検討

② 県内相談体制の充実

- ・全ての市の相談窓口への女性相談員等の設置要請
- ・支援センター機能を含めた県内相談体制の検討

③ 弁護士による専門相談の充実

- ・支援センター等における弁護士による専門相談の充実

(3) 保護体制及び加害者対策の強化

D Vが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。

被害者が加害者の元から逃げ出した際は、迅速に保護を行える体制を整備し、保護した被害者に安全で安心できる環境を提供することが重要です。併せて、執拗に被害者を探し回る加害者への対策を強化することも必要です。

また、県支援センターにおいて、保護命令※制度の利用に係る情報の提供、助言、関係機関等への連絡等を行っていますが、法改正において保護命令制度の拡充が図られており、さらに、一層の制度周知に努める必要があります。

※ 保護命令：配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令です。

(1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令 (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の 5 つの類型。罰則としては「保護命令」に違反した者には 1 年以下の懲役、または 100 万円以下の罰金が課せられることが規定されています。

具体的な取組

① 迅速に保護を行える体制づくり

- ・迅速に保護を行うための、支援センター、警察、福祉事務所等の連携の強化
- ・夜間緊急時の避難先確保のための関係機関との調整
- ・男性被害者の保護体制の検討

② 警察による被害者保護及び加害者への対応

- ・被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置の実施
- ・相談のあった被害者を福祉事務所等の女性相談員に確実につなげるなど、途切れのない保護支援及び情報提供の徹底
- ・少年サポートセンターによる加害者及びその保護者からの相談対応や指導等、援助の実施

③ 保護命令に対する適切な対応

- ・被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるための情報提供及び助言の実施
- ・保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所等に対する指導、助言の実施

④ 配偶者暴力相談支援センターにおける安全の確保・充実

- ・支援センターにおける警備体制の確保

(4) 自立支援のための体制づくり

被害者が一旦身の安全を確保した後に、自立に向けた生活設計をする必要があります。実際に社会生活を営んでいくうえでは、住まいの問題や心理的回復をはじめとした様々な困難があるため、これらに対して適切な支援を行うことが重要です。

具体的な取組

① 被害者への心理的支援

- ・女性相談所における被害者への心理療法等の実施
- ・居宅の被害者及びその子どもに対するメンタルケアの支援

② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用

- ・DV被害者の置かれている状況に即した、生活保護制度や福祉貸付金等の各種自立支援施策の適切な運用

③ 関係機関との連携による就業支援

- ・被害者自立支援策として、ハローワーク、母子福祉センター等関係機関と連携した就業支援
- ・母子生活支援施設を退所する被害者の、就職時における身元保証制度の普及

④ 住居の確保

- ・市町営住宅における優先入居制度の促進
- ・支援センターにおける、住宅の確保に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の支援の実施
- ・母子生活支援施設を退所する被害者の、アパート等の賃貸時における身元保証制度の普及

⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援

- ・市町において、DV被害者の自立支援が一元的に対応できる体制整備の促進支援

⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用

- ・一時保護後の入所、自立等への支援
- ・母子生活支援施設の心理療法担当職員による支援

⑦ 民間団体等による保護・自立支援に向けた取組の促進

- ・民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、各種民間団体と連携するための情報提供や研修等の実施
- ・民間団体との協働による被害者支援の実施

### (5) 子どもへの支援のための体制づくり

DVが子どもに与える影響は深刻です。DVを目のあたりにすることで、心理的に多大な影響を受けることがあります。DVが起こっている家庭の子どもは、心理的外傷を通して児童虐待を受けているという認識を浸透させるとともに、子どものこころのケアや一時保護された子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

#### 具体的な取組

① DVが子どもに与える影響に関する理解促進

- ・DVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のための周知啓発の実施

② 子どものこころのケアにおける児童相談所との連携

- ・児童相談所との連携による子どものこころのケアの実施

③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実

- ・同伴する子どもに対する児童指導員による保育、学習指導等の支援の充実
- ・個人情報の保護、転校手続きなどの就学支援、安全確保についての各市町教育委員会への周知

④ 要保護児童・DV対策協議会における子どもへの支援の充実

- ・地域要保護児童・DV対策協議会におけるDV家庭の把握、支援の実施

### (6) 外国人、障がい者等への対応

外国人、障がい者等の被害者にとっても、安全・安心が確保され適切な支援が受けられるよう、相談等がしやすい体制を整備する必要があります。

#### 具体的な取組

① 啓発資料等の多言語化の実施

- ・相談窓口等の広報資料の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実
- ・外国人被害者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実
- ③ 障がいに配慮した情報提供の検討
- ・関係団体等と連携し、様々な障がいに配慮した情報提供や手話通訳者による情報保障などの実施
- ④ 外国人、障がい者に対する支援の充実
- ・生活習慣や障がいの状況に応じ、委託先における一時保護の実施

#### **(7) 関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実**

DVに対して一丸となって取り組むためには、関係機関・職務関係者の資質向上が必要不可欠です。DVに関する理解が不十分なまま被害者に対応すると、窓口での対応にて被害者をさらに傷つけるという二次被害※が生じる恐れがあります。二次被害を防止するためにも、関係機関・職務関係者に対する研修を充実・強化する必要があります。

また、被害者からの相談等に対して、直接支援する立場にある女性相談員等が、二次被害を与えることがないよう配慮した相談対応ができるよう、研修体制を充実するとともに、支援者自身が代理受傷※を体験したり、バーンアウト※（燃え尽き）状態に陥る可能性があるため、支援者自身の心理的サポート体制を整備することが必要です。

#### 具体的な取組

- ① 二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実
- ・女性相談員などの支援者や関係機関の職員に対する専門研修の実施
- ② 支援者に対する心理的サポート体制の整備
- ・支援者に対するスーパーバイズ等の実施

※二次被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により心ない対応を受けることで、再び傷つくことをいいます。

※ 代理受傷：被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。

※バーンアウト：納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

## <めざすべき社会像>

### 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、民間団体等による被害者に対する様々な支援の提供も進んでおり、これらの団体等とも連携・協働し、DVに対して「多様な主体が取り組む」社会をめざします。

	目標項目	25年度目標	現状値	28年度目標
主指標	市町基本計画を策定した市町数	5市町	10市町	15市町
副指標	県・地域DV防止会議開催数	年8回	年6回	年6回
	民間団体と県の協働による被害者支援の取組を利用した被害者数（延べ人数）	—	50人 (25年度)	

#### (1) 地域DV防止ネットワークの構築

地域における関係機関の連携を図るためにには、市町行政機関、医療関係者、民生委員、警察署、教育機関、裁判所、人権擁護委員、福祉関係機関等からなるDV防止ネットワークをつくり情報共有や共通認識を持つことが重要です。

市町をまたぐ広域的なDV対応・連携については、配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）及び県福祉事務所が所管する県地域DV防止会議において情報提供、意見交換等を行っており、目的、事案に応じて、機能的に各種のネットワークの活用をはかることが重要です。

また、市町に設置している要保護児童・DV対策協議会における児童虐待対策とDV被害対策の連携がより一層進むよう、市町への助言等を行い支援する必要があります。

#### 具体的な取組

##### ① 広域的なDV対応・連携の促進

- 裁判所等の司法機関や医師会等を含めた関係機関で構成する県DV防止会議などを通じての一層の連携強化
- 県地域DV防止会議の機能的な活用

##### ② 要保護児童・DV対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

- 地域要保護児童・DV対策協議会におけるDV家庭の把握、支援の実施

## (2) 保護自立支援における関係機関との連携強化

被害者の早期発見や初期相談、保護、自立支援などを適正に実施していくためには、関係機関が相互に連携を図りながら協力していくことが重要です。

国内では、被害者に対して、個人や民間団体が被害者の立場に立った支援を自主的に行っている事例が数多くあります。本県でもDV被害者支援を行っているNPO団体において、被害者の母子に対する心理回復プログラムの実施や自立に向けた同行支援などが実施されており、また民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体において、被害者の立場にたった支援を行っています。

今後は、被害者に対する支援として、県の行うべき役割を明確にするとともに、被害者支援策の多様性を確保し、選択の幅を広げるためにも、民間団体等の自主性・自立性に配慮しつつ、民間団体が進めている被害者自助グループの活動などの連携を充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化

- ・ 支援センターにおける福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間団体等との連携強化
- ・ 県福祉事務所における被害者支援に携わる市町実務担当者との連携強化

#### ② 民間団体等による保護・自立支援に向けた取組の促進（再掲）

- ・ 民間団体等との協働による被害者支援の実施

## (3) 市町におけるDV対策の促進支援

DV防止法では、市町村が被害者に最も身近な行政主体として、地域の実情にあわせ、切れ目のない支援を行うことが重要であるとして、法第2条の3第3項において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の施策の実施に関する基本計画「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。」、また、同法第3条第2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。」と明記され、DV対策を行ううえで市町の役割はますます重要になってきます。

市町においては、保健・福祉等の相談現場等において被害者に気づくことが期待されるとともに、支援の過程において様々な手続き（住民票、外国人登録原票、国民健康保険、保育・学校等）に関わり、細やかに対応することが望まれます。特に、住民基本台帳の閲覧制限など被害者の安全確保に十分配慮し、住民票に記

載がなされていない場合にあっても、居住している市町において受けることができる支援などについての情報を関係部署が共有することが重要です。

県として、情報提供や研修等を実施するなどDV対策の充実が図られるよう市町を支援することが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① 市町基本計画の策定支援

- ・市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施のため、市町基本計画の策定支援

##### ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- ・女性相談員等を設置する市町に対する支援センターの設置促進支援

#### (4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

被害者支援に携わる関係機関において、被害者から苦情の申出を受けたときは、誠実に苦情を受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、処理結果について、可能な限り申立人に対する説明責任を果たすことが望まれます。

また、関係機関において苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に即して適切かつ迅速に処理を行うことが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ・関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理の推進

### III 計画の総合的な推進と進捗の評価

DVに対応するための県の施策は、複数の部局が担当しており、計画を遂行し、成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。また、当計画において、市町の取組の促進支援を行うこととしているため、計画策定部局である健康福祉部子ども・家庭局が中心となり、各部局の取組及び市町の取組の進捗状況を把握し、県基本計画の進捗管理を行うとともに、毎年度開催する外部の有識者・関係者による評議会議の内容を踏まえ、「計画→実行→評価→改善（P D C A）」といったプロセスにより、計画を着実に推進し、3年後の改定につなげていきます。